

# 県民によるがん対策促進事業補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請書提出 (2月末まで)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

添付書類:事業計画書、収支予算書(に準ずる書類)

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内、 もしくは翌年度の4月20日まで)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

添付書類:事業報告書、収支決算書(に準ずる書類)

### ◎補助金の支払い

※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

**資料提出・問い合わせ先** 福祉保健部 健康医療局 健康政策課 がん・生活習慣病対策室  
鳥取市東町一町目220番地  
電話 0857-26-7194 ファクシミリ 0857-26-8726  
電子メール [kenkouseisaku@pref.tottori.lg.j](mailto:kenkouseisaku@pref.tottori.lg.j)